

工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)



令和7年3月

関東地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

関東地方整備局では、平成１６年度に「工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下「設計変更ガイドライン」という）」を策定し、適宜改定を重ねながら、適切な設計変更に努めてまいりました。

平成２１年度には、設計変更の適正化の推進を目的に、設計変更ガイドラインを契約の一事項として扱うため、特記仕様書に明記することとしました。

平成２３年度には、変更契約に関係する各種ガイドライン（工事一時中止に係るガイドライン（案）等）、設計変更の理解を深めるための「設計変更事例（主な事例）」、各種通達等をひとつにとりまとめた「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を策定しました。

平成２７年度には、平成２６年度の改正品確法の基本理念を踏まえ、受発注者が対等の立場であることを明記するとともに、新たに「土木工事条件明示の手引き（案）」及び「設計照査ガイドライン」を加え、現在の設計変更ガイドラインの構成となりました。

今回、令和６年度の改正品確法を踏まえ、設計変更ガイドラインの位置付けの明確化と適切な設計変更の必要性を明記するとともに、適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明確化、最新の通知等を踏まえ「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」を見直しを図りつつ、リニューアルを行いました。

設計変更ガイドラインは関東地方整備局ＨＰに掲載するとともに、関係業団体、受注者、監督職員、現場技術員においては、設計変更ガイドラインに留意するように周知徹底を図っています。

今後も品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質が確保されるよう、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な設計変更に努めてまいります。

令和７年３月

関東地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

目次

はじめに	P. 1
I 設計変更ガイドライン	P. 2
1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的	P. 2
(1)適切な設計変更の必要性	P. 2
(2)設計変更の現状と対応	P. 3
2. 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイント	P. 4
(1)設計変更とは	P. 4
(2)変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応	P. 4
(3)先行指示書等への概算額の記載	P. 5
(4)適切な施工条件の明示	P. 6
(5)受注者の留意事項	P. 6
3. 設計変更が不可能なケース	P. 7
4. 設計変更が可能なケース	P. 8
(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項の二)	P. 9
(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項の三)	P. 10
(3)設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第18条第1項の四)	P. 11
(4)工事中止の場合の手続き(契約書第20条)	P. 12
(5)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	P. 13
(6)受注者からの請求による工期の延長(契約書第22条)	P. 14
(7)発注者の請求による工期の短縮(契約書第23条)	P. 15
5. 設計変更手続きフロー	P. 16
6. 設計変更に関わる資料の作成	P. 17
(1)設計照査に必要な資料作成	P. 17
(2)設計変更に必要な資料作成	P. 18
7. 条件明示について	P. 19
8. 指定・任意の使い分け	P. 19

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

目次

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)	P. 21
1. 工事一時中止等に係るガイドライン(案)策定の背景・目的	P. 21
2. 工事の一時中止に係る基本フロー	P. 22
3. 発注者の中止指示義務	P. 23
4. 工事を中止すべき場合	P. 24
5. 中止の指示・通知	P. 25
6. 基本計画書の作成	P. 26
7. 工期短縮計画書の作成	P. 27
8. 請負代金額又は工期の変更	P. 28
9. 増加費用の積算方法	P. 29
(1) 工期延長等に伴う増加費用	P. 29
(2) 増加費用の考え方	P. 30
(2)－1. 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用	P. 30
(2)－2. 契約後準備工着手前に工期延長等した場合	P. 31
(2)－3. 準備工期間に工期延長等をした場合	P. 32
(2)－4. 工期短縮を行った場合	P. 33
(2)－5. 著しい悪天候や気象状況により休工した場合	P. 34
(3) 増加費用の構成	P. 35
(4) 増加費用の算定	P. 36
(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)	P. 37
(6) 工事一時中止の区分の違い	P. 42
(7) 中止時期と増加費用の範囲	P. 43
(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例 (3ヶ月を超える場合)	P. 44
Ⅲ 設計照査ガイドライン	P. 51
1. 「設計図書の照査」の基本的考え方	P. 51
(1) 「設計図書の照査」に係わる規定について	P. 51
(2) 「設計図書の照査」の範囲	P. 52
2. 設計図書の照査項目及び内容	P. 53
3. 照査項目チェックリスト	P. 56

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

目次

IV 設計変更事例(主な事例)	P. 58
※引用文献:「公共土木工事設計変更事例集」山海堂	
1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更(4事例)	P. 58
2. 工事目的物の追加(1事例)	P. 59
3. 施工数量の増減(3事例)	P. 60
4. 施工方法等の変更(6事例)	P. 61
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更(4事例)	P. 64
6. 工期短縮に伴う変更(2事例)	P. 66
V 受発注者間のコミュニケーション	P. 67
1. 各種取組の概要・目的・位置付け	P. 67
2. 設計・施工技術連絡会議(三者会議)	P. 68
3. 設計審査会	P. 69
4. 工事現場環境改善(ウィークリースタンス)	P. 70
5. ワンデーレスポンス	P. 71
VI 参考資料	P. 72
1. 工事請負契約書	P. 72
2. 設計変更に関する通達・通知等	P. 78
(1)「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」 (昭和44年5月7日)	P. 78
(2)「「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」	P. 81
(平成10年6月30日)	
(3)条件明示について	P. 82
(平成14年3月28日)	

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

はじめに

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、品確法の運用指針に規定される「設計変更が可能になる場合の例等についてとりまとめた指針」に位置付けており、設計変更手続等の円滑な実施にあたっては、これを十分に活用すること。

また、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載すること。

- 運用指針では「設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。」と規定されている。
- 「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、ここでいう指針に位置付けており、設計変更手続の円滑な実施に活用するものとする。

運用指針【品確法第24条】

「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30(R7.2.3改正))

Ⅱ. 1. 1-3 (受注者との情報共有や協議の迅速化等)

[前略]設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

- 活用の促進にあたり、契約の一事項として扱うため、特記仕様書へその旨を記載することとしている。

特記仕様書記載例

第〇条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によることとする。

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的

(1) 適切な設計変更の必要性

品確法の基本理念に、「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結」が規定されているとともに、基本方針には、「発注者は、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う」旨が規定。

品確法

「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律(R6.6.19公布・施行)」
※公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17法18)」の改正

第3条 基本理念

[前略]公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

基本方針【品確法第9条】

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(H17.8.26閣議決定、R6.12.13最終変更)

第2.1.(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

[前略]発注者は、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、契約後に施工条件について予期することができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

運用指針【品確法第24条】

「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30(R7.2.3改正))

II. 1. 1-3 (施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

[前略]施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。

I 設計変更ガイドライン

(2)設計変更の現状と対応

適切な設計変更を行うには、受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように共通認識を持つ必要がある。

また、設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

- ・ **建設業界からは、依然として以下のような意見が寄せられている**

設計成果

- ・ 設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

発注時の条件整備

- ・ 関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

条件明示

- ・ 施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。
- ・ 施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

照査の範囲外

- ・ 照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

設計変更

- ・ 設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

一時中止

- ・ 工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

I 設計変更ガイドライン

2. 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイント

(1) 設計変更とは

設計変更とは、「契約変更の手続きの前に変更の内容をあらかじめ請負者に指示すること」をいう。

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(S44.3.31 建設省東地厚発第31号の2)

(定義)

2. 一 設計変更

工事請負契約書第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書(金額を記載しない設計書を含む。)を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

・ 設計変更＝契約変更ではないので注意

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末)に行なうことをもって足りるものとする。

(2) 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額(変更累計金額)が請負代金額(当初請負代金額)の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

- 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においては、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(但し、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は追加する前に本局報告を行うこと。)

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

I 設計変更ガイドライン

(3) 先行指示書等への概算額の記載

設計変更を行う場合は、**指示書等の書面にその内容に伴う増減額の概算額を記載する**。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。この時、概算金額の算出条件を明確にする。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

◆発注者からの先行指示の場合

- ① 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
- ② 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
- ③ 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
- ④ **概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。**

◆受発注者間の協議により変更する指示書の場合

- ① 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
- ② 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
- ③ 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
- ④ **概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。**

I 設計変更ガイドライン

(4) 適切な施工条件の明示

発注者は、土木請負工事の特殊性を認識した上で、施工条件を適切に設計図書に明示し、設計変更の円滑化を図る。

- ・ 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。
- ・ 当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。
- ・ 設計積算にあたって、平成14年3月28日付通達「条件明示について」に記載されている工事内容に関係する項目については、「6. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。

運用指針【品確法第24条】

「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30(R7.2.3改正))

Ⅱ. 1. 1-1 (現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

[前略]設計図書の作成に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件(自然条件を含む。)を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

(5) 受注者の留意事項

受注者は、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが重要である。

- ・ 工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。
- ・ 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

I 設計変更ガイドライン

3. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

- 1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答(指示)がない時点で施工を実施した場合
- 3. 「承諾」で施工した場合
- 4. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約書第18条～25条、共通仕様書1-1-1-16～1-1-1-18)
- 5. 正式な書面によらない事項(口頭のための指示・協議等)の場合

※契約書第27条(臨機の措置)については別途考慮する。

- 原則、「設計図書の変更」がされてから施工(対応)することがポイント

土木工事共通仕様書における用語の定義等

設計図書の変更 (共通仕様書1-1-1-17)	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。
協議 (共通仕様書1-1-1-2)	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
指示 (共通仕様書1-1-1-2)	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
承諾 (共通仕様書1-1-1-2)	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

→設計図書の変更

→設計図書の変更ではない

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。
6. 共有した工事工程表のクリティカルパスに変更が生じ、工程の変更理由が受注者の責によらない場合で協議により必要があると認められるとき。

・設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ④ 指示書へ概算金額の記載を行う。
⇒ [【5ページ】「2. \(3\) 先行指示書等への概算額の記載」](#)を参照

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

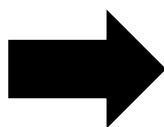
(契約書第18条第1項の二)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

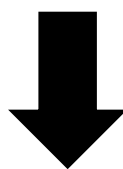
受注者

「契約書第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
2. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
3. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

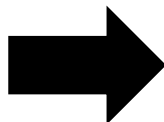
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の三)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

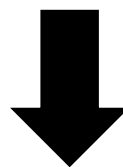
受注者

「契約書第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
2. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

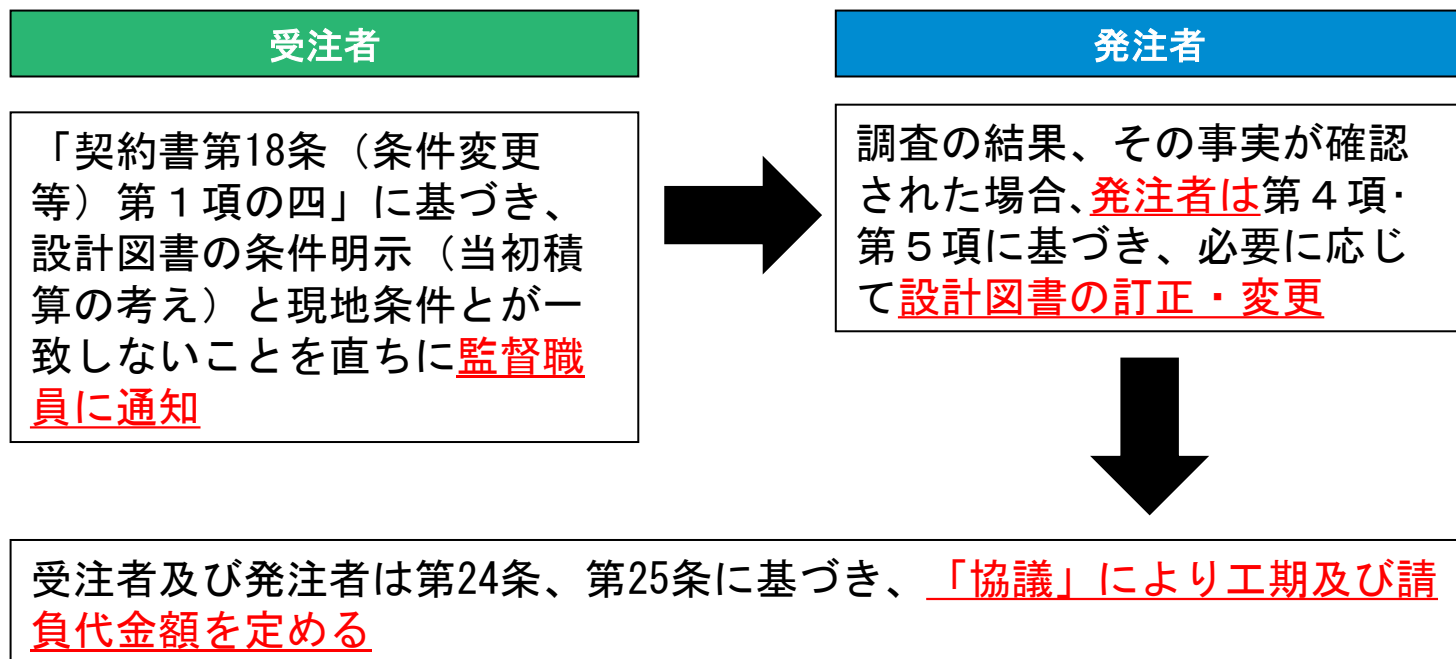
I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第18条第1項の四)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関する法令等が挙げられる。



(例)

1. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
4. 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合
5. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
6. その他、新たな制約等が発生した場合

I 設計変更ガイドライン

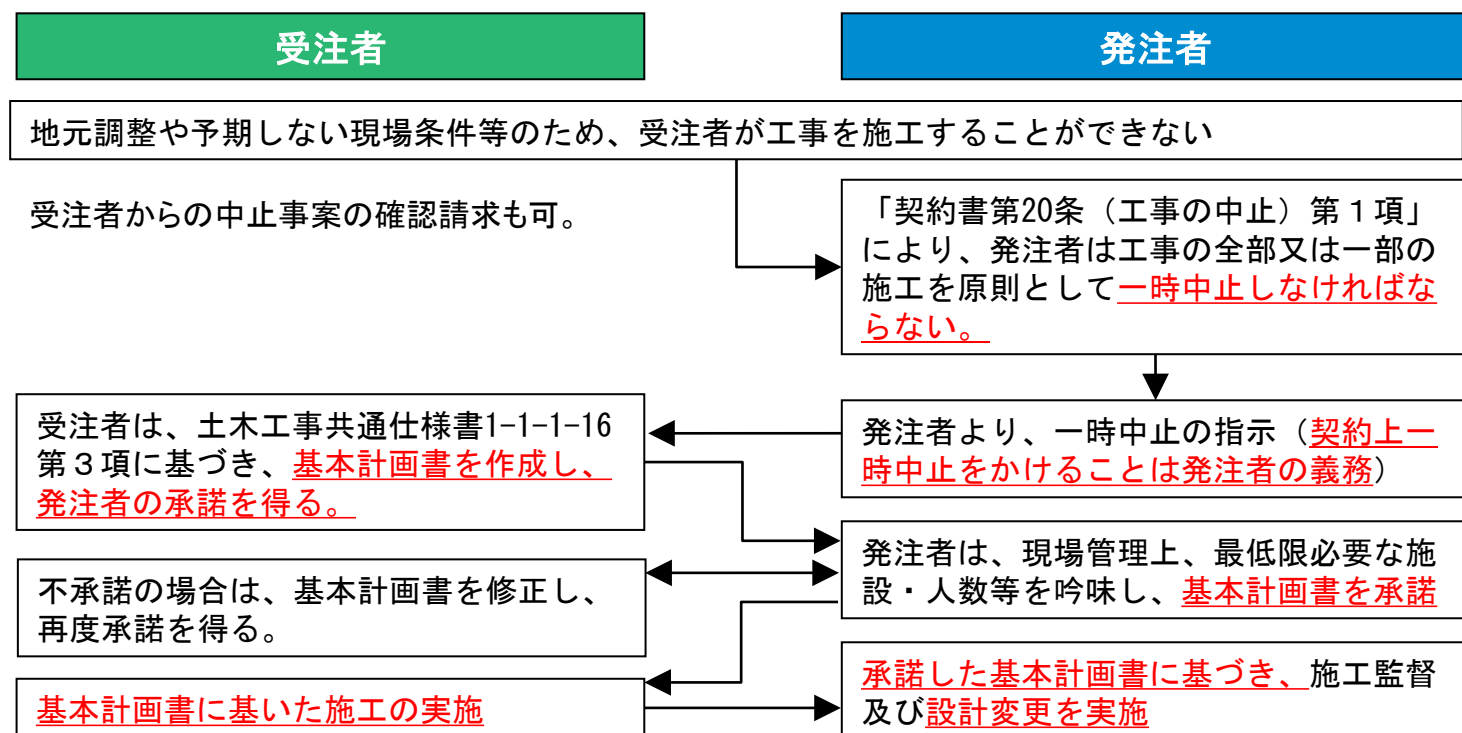
4. 設計変更が可能なケース

(4) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、**受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き**

(工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)



(例)

1. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
2. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
3. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
4. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
5. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
6. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
7. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
8. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
9. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が**可能**なケース

(5)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

横断図の再作成が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるもののだね！



3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。



構造計算の再計算が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構設計図面作成。

目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！



10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。



構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 12. 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、
 13. その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

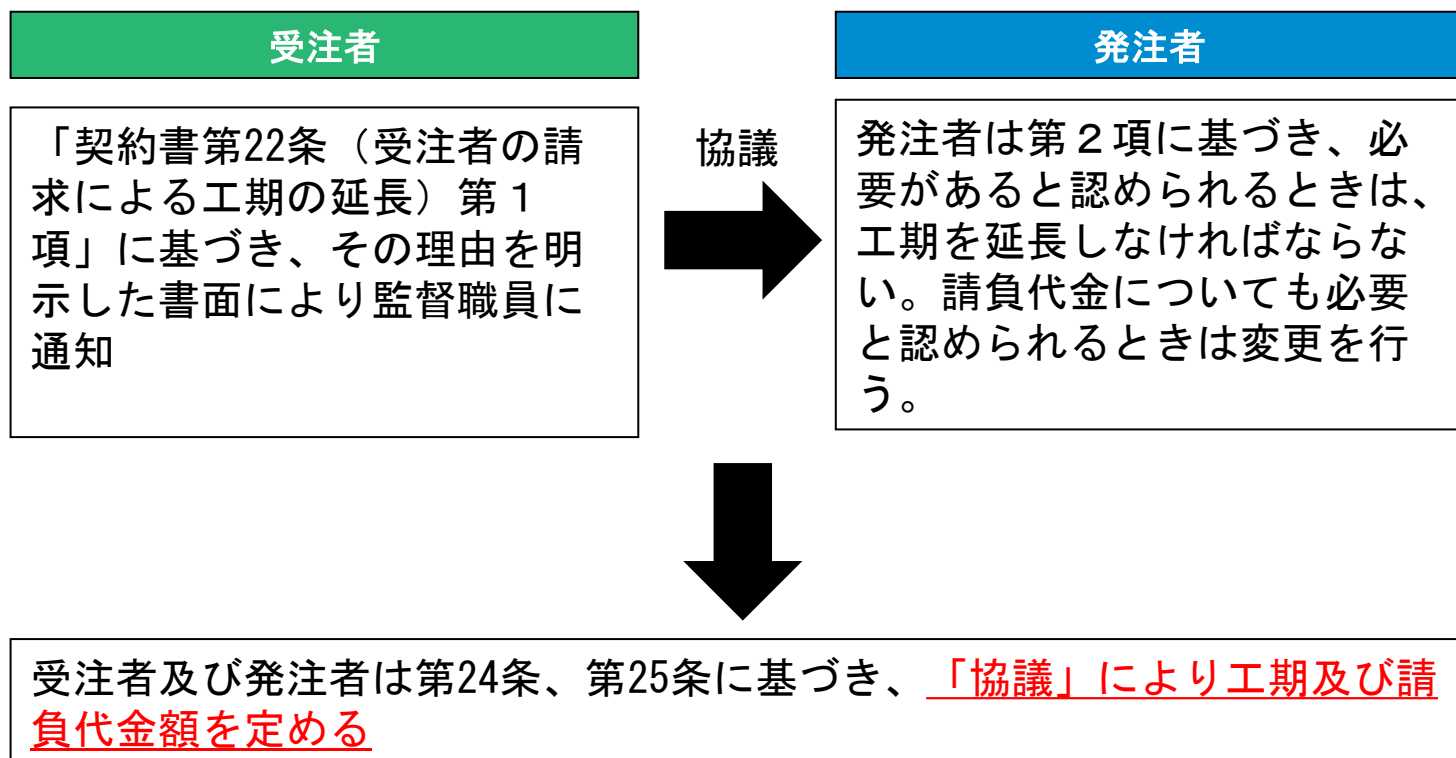
I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

(6) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第22条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



(例)

1. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
2. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
3. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

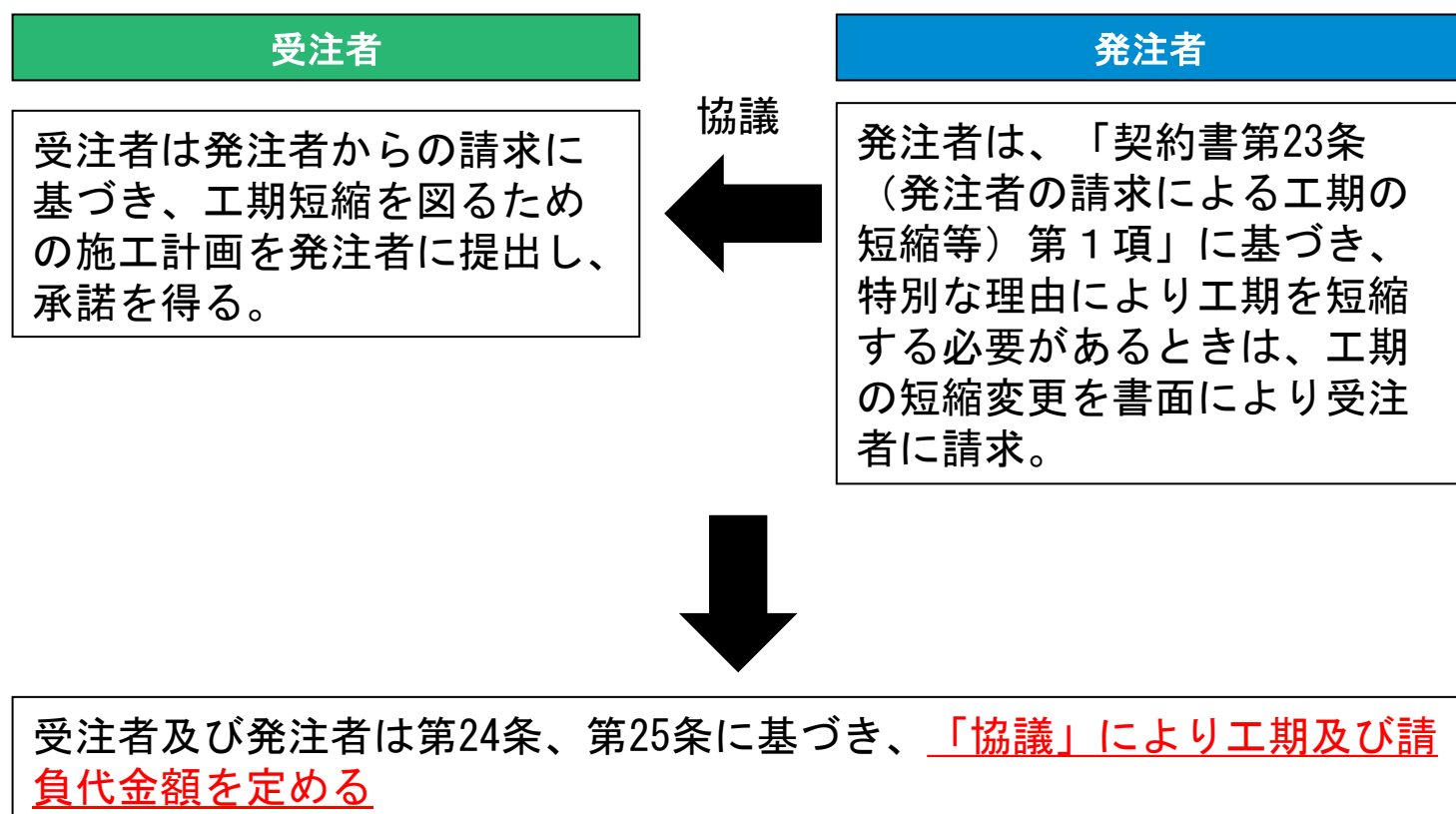
I 設計変更ガイドライン

4. 設計変更が可能なケース

(7)発注者の請求による工期の短縮

(契約書第23条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

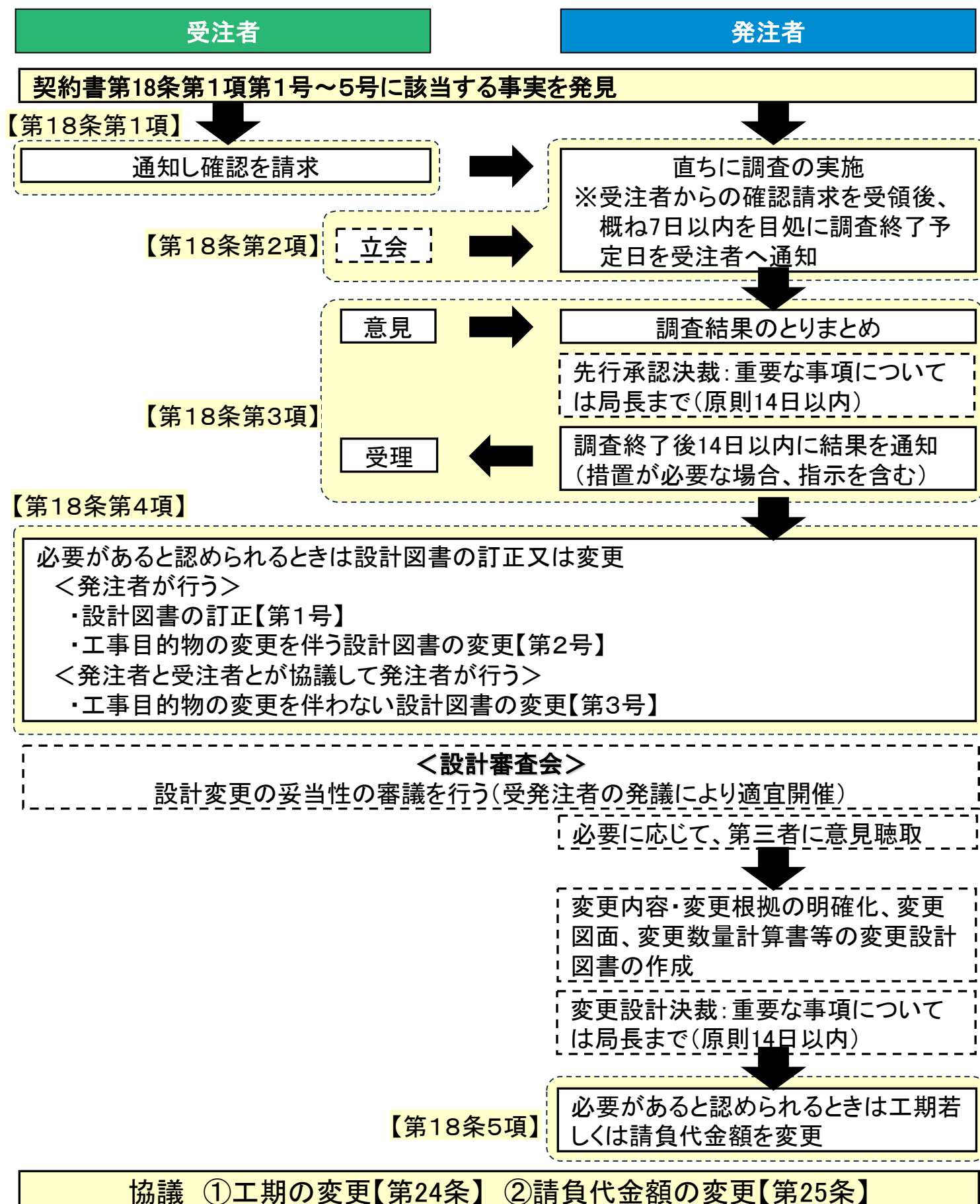


(例)

1. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
2. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
3. その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

I 設計変更ガイドライン

5. 設計変更手続きフロー



I 設計変更ガイドライン

6. 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を画面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

<契約書第18条第1項>

受注者

発注者

第18条第1項に該当する事実を発見

現地と設計内容の違いについて、確認できる資料を画面で提出します。

資料を確認しました。
この資料の作成費用は
設計変更の対象としません。



I 設計変更ガイドライン

(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書によることを基本とする。

<契約書第18条第4項>

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。



～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成
したので提出します。



資料を確認しました。
この資料の作成費用は
設計変更の対象とします。



I 設計変更ガイドライン

7. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

- 「土木工事条件明示の手引き(案)令和元年9月 関東地方整備局」参照
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000697186.pdf

8. 指定・任意の使い分け

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

<留意事項>

・指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ① 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

I 設計変更ガイドライン

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象と <u>する</u>	設計変更の対象と <u>しない</u>
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象と <u>する</u>	設計変更の対象と <u>する</u>
その他	＜指定仮設とすべき事項＞ ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件がある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

1. 工事一時中止等に係るガイドライン(案)策定の背景・目的

発注者は、受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止を行わなければならない。

工事の一時中止等の手続きを適正かつ円滑にすすめるため、ガイドラインを策定するものである。

工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

工事発注の現状

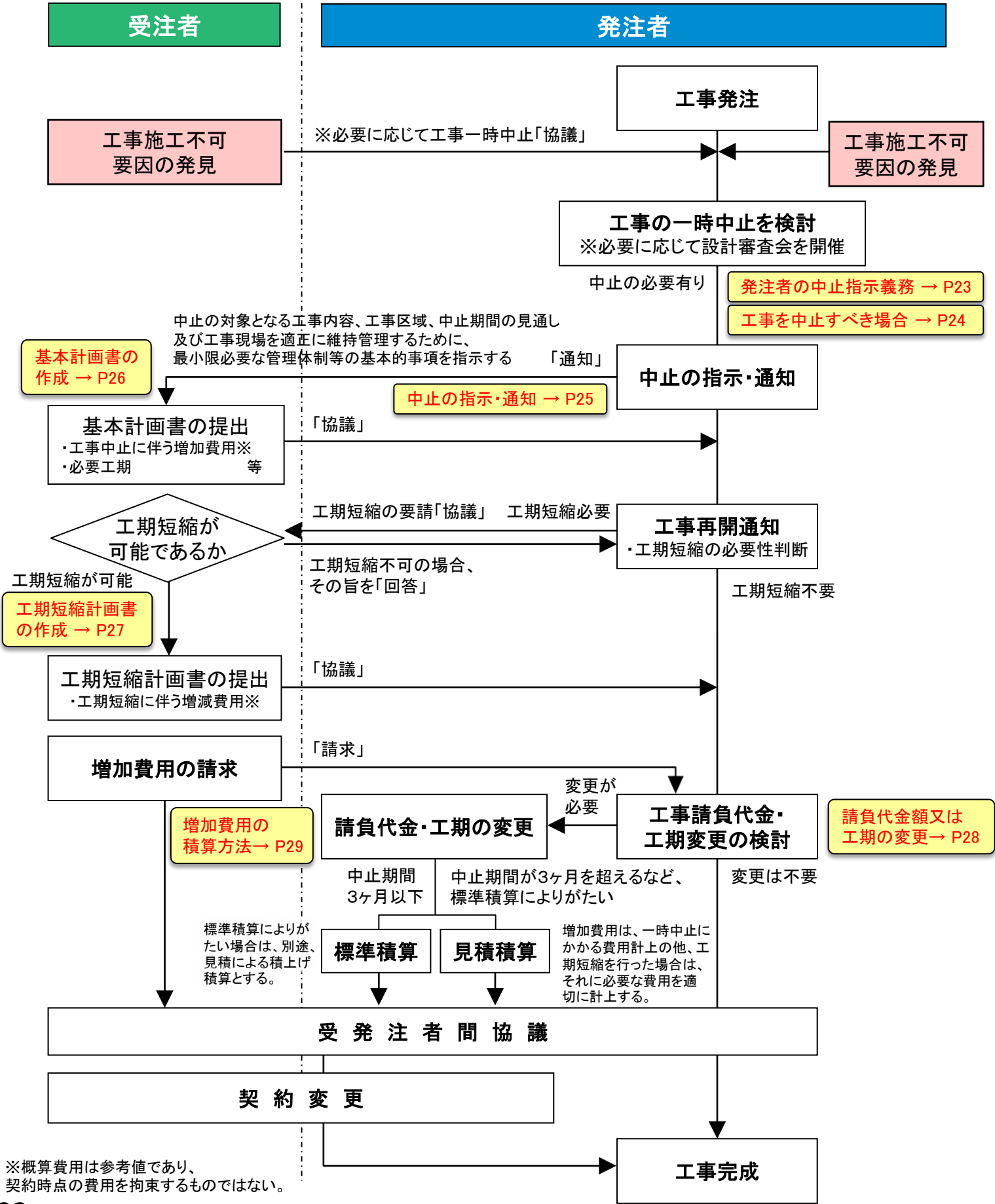
- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

現状における課題

- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者は工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

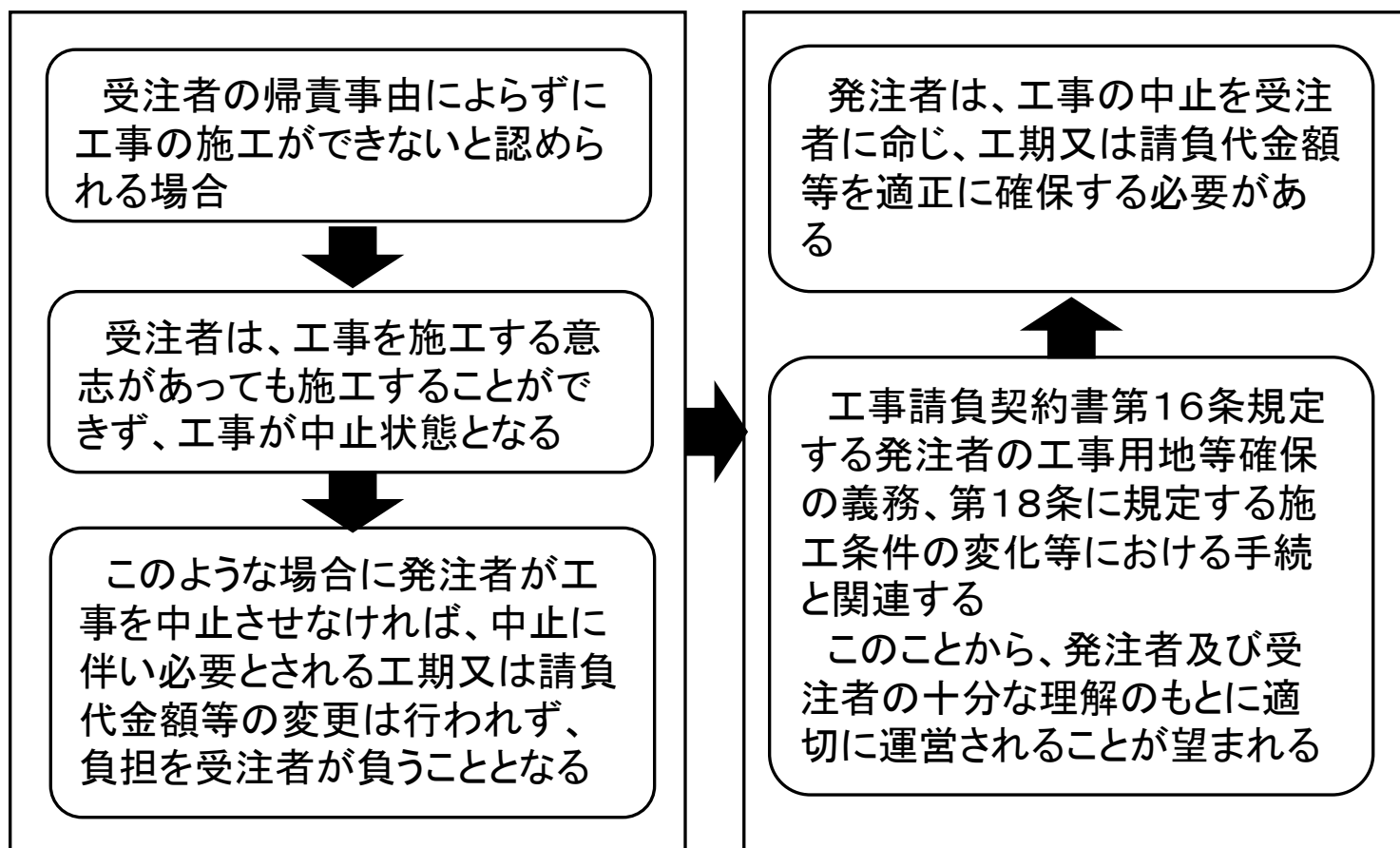
3. 発注者の中止指示義務

【契約書第20条】

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。**

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル:国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の催告によらない解除権)第51条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えときは、6月)を超える場合」を目安とする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

4. 工事を中止すべき場合 【契約書第20条】

受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため(工事請負契約書第16条)施工できない場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- ・「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- ・「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

※自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

5. 中止の指示・通知 【契約書第20条】

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

また、工事現場を適正に維持管理するために、**最小限必要な管理体制等の基本事項を指示**することとする。

■発注者の中止権

- 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断による。

- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

■受注者による中止事案の確認請求

- 受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

■工事の中止期間

- 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、**工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。**
- 発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の要因が解消し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

6. 基本計画書の作成

【土木工事共通仕様書第1編1-1-1-16】

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

- ・ 記載内容は積算に反映されることから、実施内容を明記すること。
- ・ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
(概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。)
- ・ 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

■記載内容(例)

- 基本計画書作成の目的
- ・ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ・ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ・ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ・ 工事再開に向けた方策
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用(※及び算定根拠)
- ・ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

■受注者の管理責任

- ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

7. 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

■記載内容

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生 計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

■工期の変更

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

8. 請負代金額又は工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- 増加費用
 - ✓ 工事用地等を確保しなかった場合
 - ✓ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- 損害の負担
 - ✓ 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ✓ 事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

9. 増加費用の積算方法

(1) 工期延長等に伴う増加費用

工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書(中止の場合は、受注者が作成した基本計画書)に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

- 中止の場合の増加費用の算定は、受注者が作成した基本計画書に基づき費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うこととなるため、基本計画書の作成にあたっては、原則、工事現場の維持等を行う前に、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないように協議を行うこと。(緊急を要する場合など、やむを得ず工事現場の維持等を実施する前に協議を行うことが出来なかった場合にも、後日遅滞なく協議を行うこと。)
- 基本計画書に記載した工事現場の維持等の計画に変更が生じる場合は、増加費用の算定にも影響することが考えられるため、受注者は必要に応じて変更計画書を作成し、速やかに受発注者間で協議を行うこと。
- 工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、対象外となる。
- ⇒【34ページ】「(2)－5. 著しい悪天候や気象状況により休工した場合」は、基本計画書や明細書は不要。

■ 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(2) 増加費用の考え方

(2)－1. 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、①工事現場の維持に要する費用、②工事体制の縮小に要する費用、③工事の再開準備に要する費用、④工期延長等となる場合の費用、⑤工期短縮を行った場合の費用とする。

■ 増加費用として積算する範囲

① 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等とする。

② 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

④ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

⑤ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

■ 基本計画書の作成

- ⇒【26ページ】「6. 基本計画書の作成」を参照

■ 増加費用

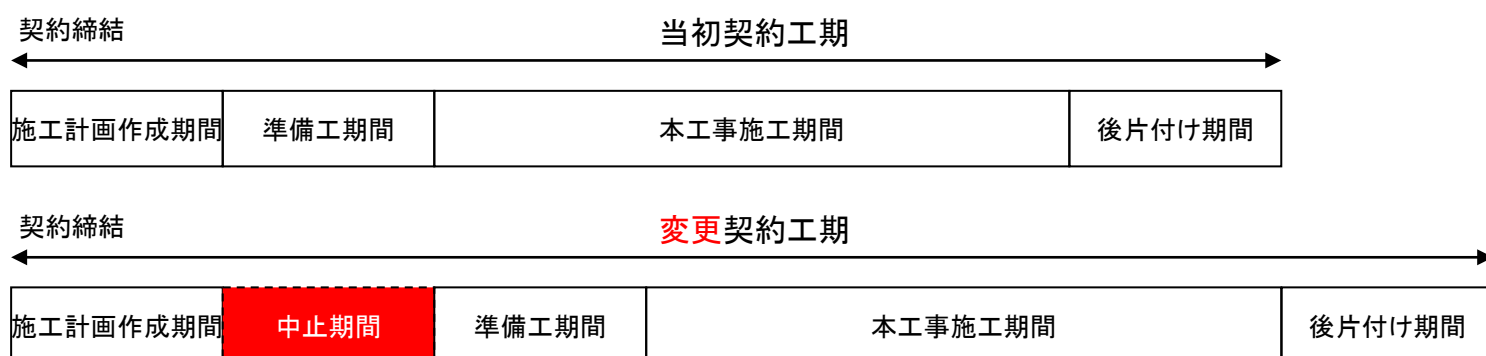
- ⇒【35ページ】「(3) 増加費用の構成」以降を参照

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(2)－2. 契約後準備工着手前に工期延長等した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



■ 基本計画書の作成

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、**受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。**

■ 増加費用

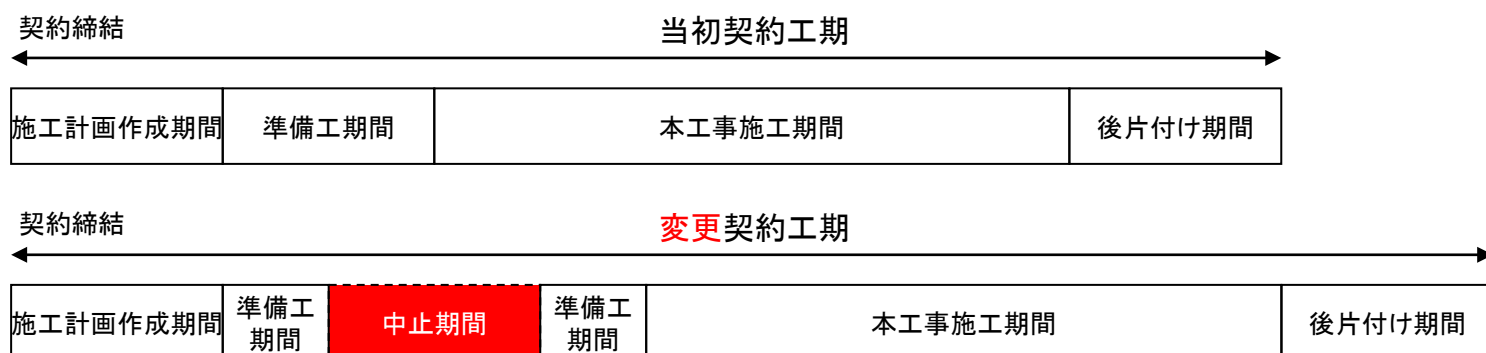
- 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。**

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(2)－3. 準備工期間に工期延長等をした場合

準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



■ 基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

■ 増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。**
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。**
(積算は受注者から見積を求め行う。)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(2)－4. 工期短縮を行った場合

- ① 工期短縮の要因が**発注者に起因**するもの →【増加費用を**見込む**】
(例)・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が**受注者に起因**するもの →【増加費用を**見込まない**】
(例)・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が**自然条件(災害等含む)に起因**するもの
→【増加費用を**見込む**】
(例)・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、工事請負契約書第30条(不可抗力による損害)に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ・ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ・ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・ その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■工期短縮計画書の作成

- ・ ⇒【27ページ】「7. 工期短縮計画書の作成」を参照

■増加費用

- ・ ⇒【35ページ】「(3)増加費用の構成」以降を参照

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(2)ー5. 著しい悪天候や気象状況により休工した場合

著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

また、増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

特記仕様書記載例

第〇条 工期

(省略)

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。

(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日: 〇〇日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数: 〇〇日間
(少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数)

過去5か年(20〇〇年～20〇〇年)の気象庁(〇〇観測所)及環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

■基本計画書の作成

- 基本計画書の作成は不要

■増加費用

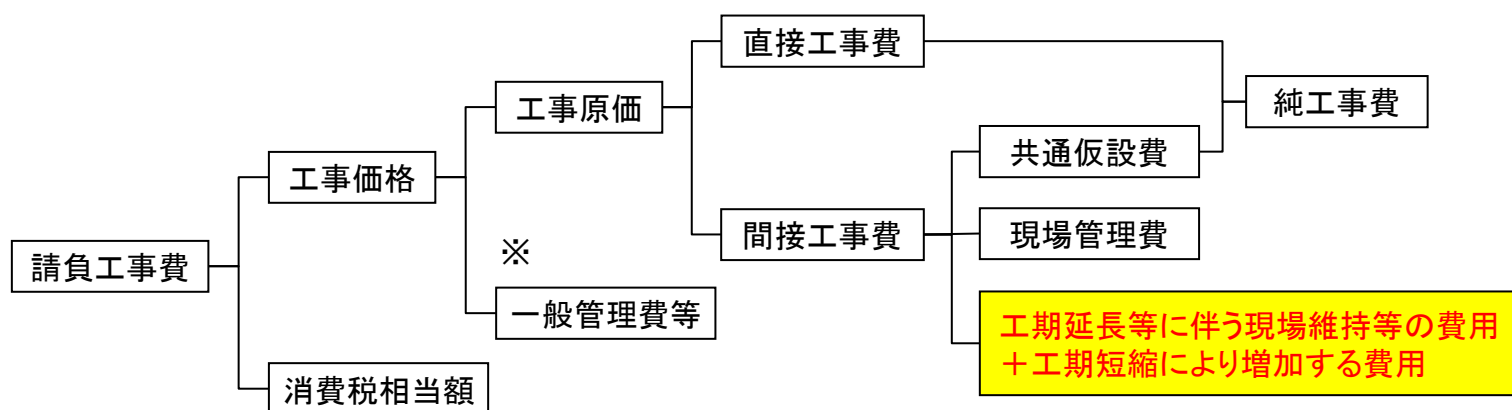
- ⇒【35ページ】「(3)増加費用の構成」以降を参照
- 原則、工期延長日数に応じて標準積算により算定することとなるため、明細書は不要。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(3) 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

ただし、工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。



※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

■ 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(4) 増加費用の算定

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定するものとする。

また、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「3ヶ月以内」としている。
- 工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合でも、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
- 見積を求める場合、工期延長等の期間全体にかかる見積(例えば工期延長等の期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。
- 同一工事内で複数回の一時中止を行った場合は各中止期間の長さに応じて算出した額の合計とする。

(例)

2ヶ月一時中止し、工事再開後、4ヶ月一時中止した場合



2ヶ月分の標準積算と4ヶ月分の積上げ積算を個別に行い、合計額を計上する

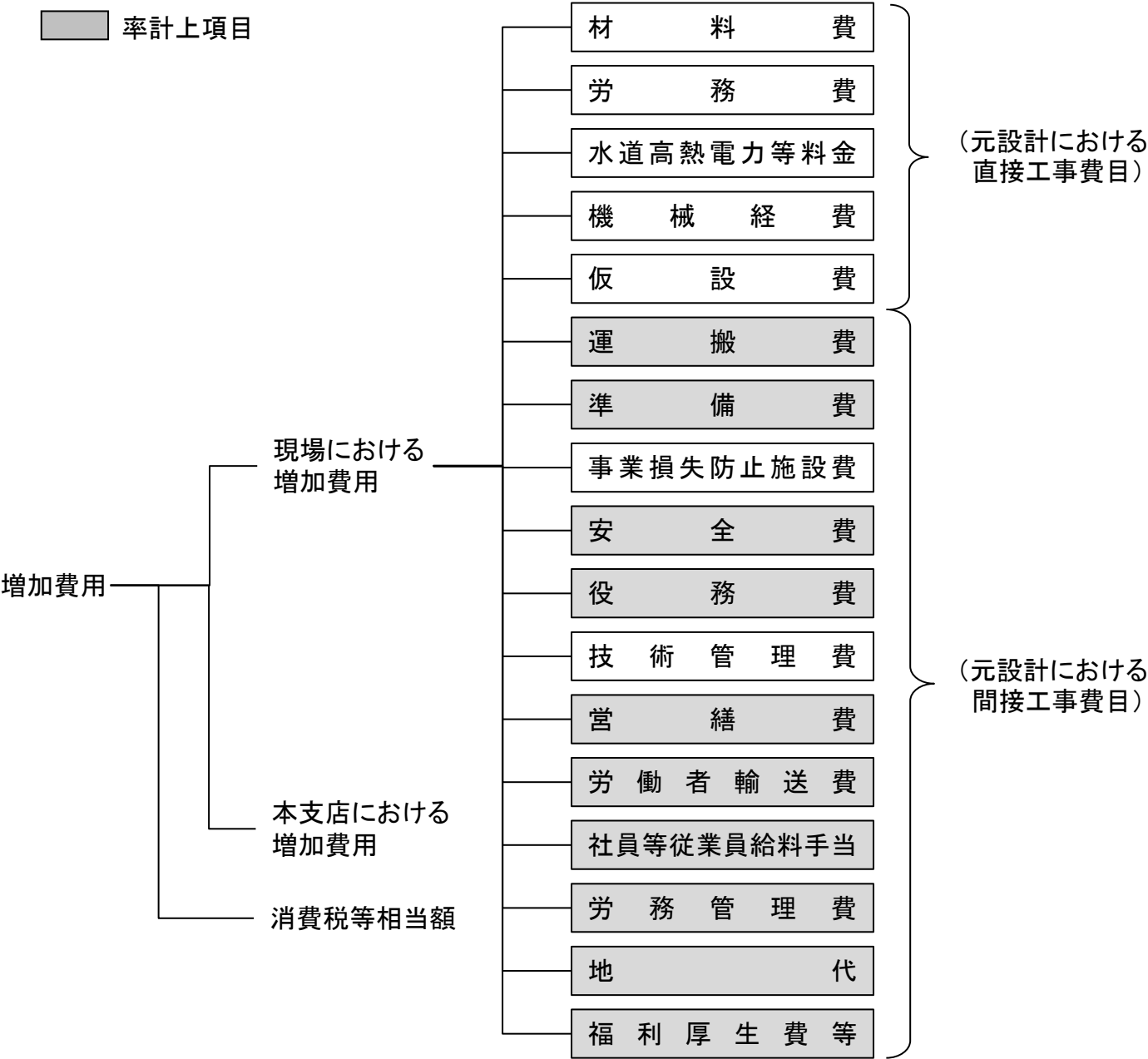
Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)

標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の**積上げ項目及び率項目**とする。

■ 増加費用の構成項目

- 積上げ項目
- 率計上項目



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■増加費用の費目に係る積算の内容(1/3)

i)現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延等長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

(ここでいう費用は、迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用を指す。)

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

① 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。)

② 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■増加費用の費目に係る積算の内容(2/3)

ヘ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

- ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

- ② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ロ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■増加費用の費目に係る積算の内容(3/3)

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定

$G = dg \times J + \alpha$
G：工期延長等に伴う現場維持等の費用(円 1,000円未満切り捨て)
dg：工期延長等に係る現場経費率(% 少数第4位四捨五入3位止め)
J：対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(円 1,000円未満切り捨て)
α：積上げ費用(円 1,000円未満切り捨て)

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延長等日数(受注者の責めに帰す場合は除く)(日)
ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
R：公共工事設計労務単価(土木一般世話役)
A、B、a、b：各工種毎に決まる係数

■工期延長等に伴い増加する現場経費率(dg)における係数(A、B、a、b)

工種区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 (DID補正)	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 (DID補正)	山間僻地 及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路 構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり 等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリート ダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝 工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工 事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

※「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」(R2.2.13 国官技第364号)による算定方法を記載している。適用にあたっては最新の通達による。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(6) 工事一時中止の区分の違い

工事の全部を中止する場合(一時中止)、工事の一部を中止する場合(一部一時中止)で、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

- 一部一時中止の場合においても、中止期間中の工事現場の維持・管理が必要であったり、その中止が全体工程に影響を及ぼす場合は、請負金額及び工期の変更を行う。

	一時中止(工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面で明示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除出来る時期 (契約書第51条)	中止期間が工期の10分の5 または6月を超えるとき	中止部分を除いた部分が完成した後、 3月を経過しても、中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延長する	中止に伴う影響期間分について工期延期する

	中止期間が3ヶ月以内の場合(標準積算)	中止期間が3ヶ月を超える場合等(積上げ積算)
一時中止 (工事全体の中止)	- 率計上項目は、標準積算とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間:N」を用いる。 - 率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 工種A 一時中止 工期延長 工種B 一時中止 工期延長 中止期間における現場維持のための社員等 中止期間:N(日)	全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
一部一時中止	- 率計上項目は、標準積算とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間:N'」を用いる。 - 率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 工種A 一時中止 工期延長 工種B 中止期間 一部中止に伴う工期延期期間:N'(日) 中止期間における現場維持のための社員等 中止期間 ※数量増による工期延期日数は除く	全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に
必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(7)中止時期と増加費用の範囲

		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、本工事前の測量等を行う期間	本工事施工中
中止期間	3ヶ月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の10分の5又は6月を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定 【積算例】 ○安全費 ・工事看板の損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等	標準積算(率計上項目)および積上げ積算(率計上項目以外)の合計 ※積上げ積算は実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
		※増加費用の算定は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した費用の明細に基づいて発注者と受注者が協議して決定する。		

■標準積算の場合の率計上項目 ■率計上項目 □積上げ項目

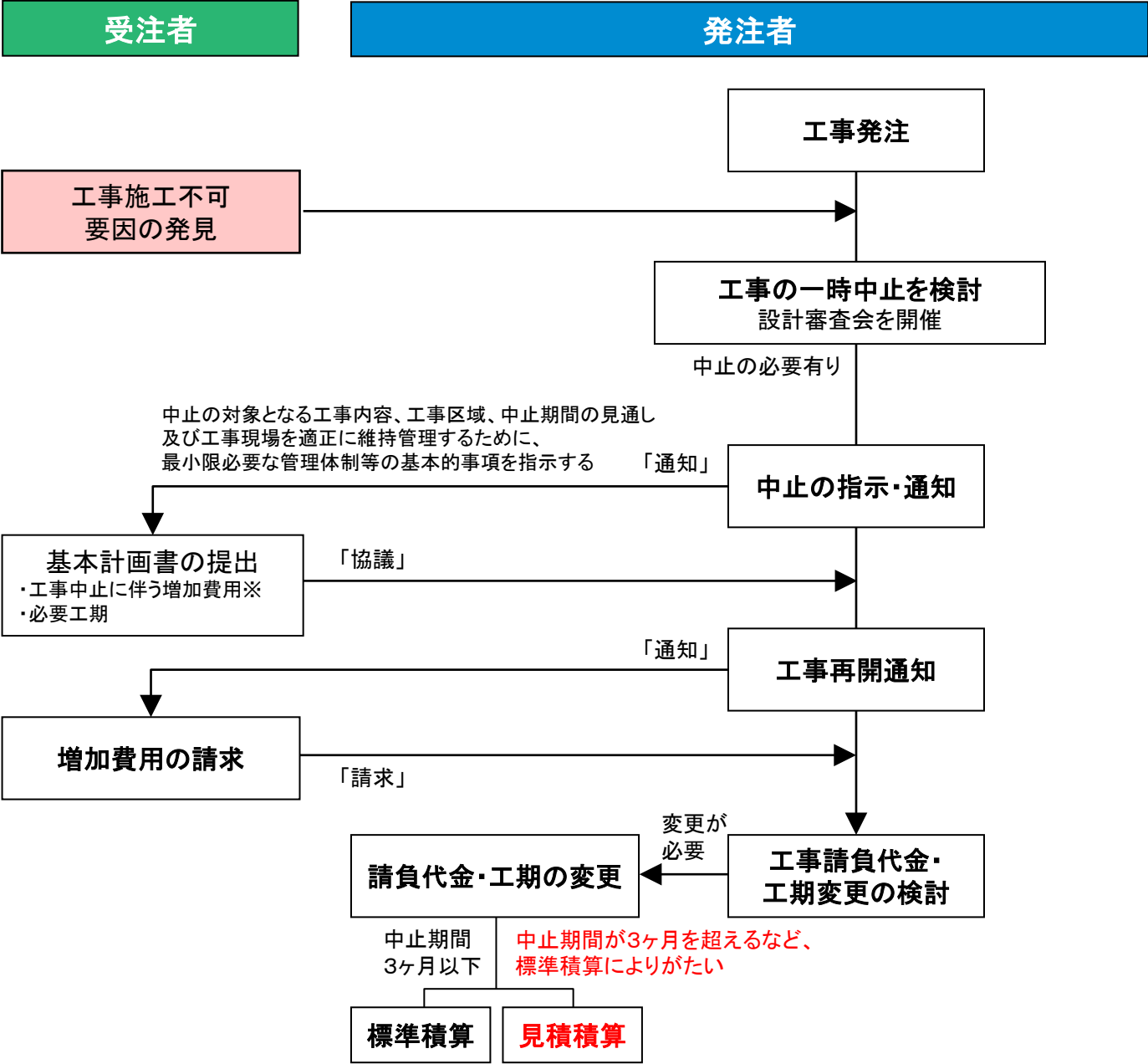
イ 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 ②他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	設置済の施設を維持するために要する費用
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の費用
ホ 仮設費	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
ヘ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える作業
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない
ヲ 営繕費	工期延長等期間中における営繕施設の維持費、補修費及び損料額又は営繕費
ワ 労務者輸送費	工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 ②工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
ヨ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例(3ヶ月を超える場合)

■ 工事概要および対応フロー

工 事 名: ○○○電線共同溝工事
当 初 工 期: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)
当初契約金額: ￥○○○、○○○、○○○-
一時中止内容: 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する
一時中止期間: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■ 基本計画書の作成例(準備工期間中に工事中止)

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

目次

1. 工事概要..... 1

2. 中止期間中の業務..... 2

3. 中止期間中の職員体制..... 3

4. 現場組織表..... 4

5. 安全衛生管理組織表..... 5

6. 緊急時の体制及び対応..... 6

地震発生時..... 7

台風発生時..... 8

緊急連絡体制..... 9

災害対策本部組織図..... 10

緊急資材一覧表..... 11

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業
中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試掘の立会
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

現場代理人...常駐
監理技術者...非専任

施工担当者...代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表、安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増加費用の基礎資料

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■ 増加費用の請求書例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
〇〇 〇〇

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇〇役員
支店長 〇〇 〇〇

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
(〇〇〇電線共同溝工事)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、令和〇〇年〇月〇日から工事の一時中止を受け、令和〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。

記

1. 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
(〇〇〇日間)

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
〇〇 〇〇

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇〇役員
支店長 〇〇 〇〇

添付資料について
(〇〇〇電線共同溝工事)

別紙、資料1～2に計上しました金額等については、弊社経理部門において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。

記

資料1 現場代理人の人件費
(令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月)

資料2 福利厚生費・事務用品費・通信交通費・現場事務所に要した費用
(令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■ 増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等見積もり

工 事 名

〇〇〇〇〇電線共同溝工事

工事場所

自) 〇〇県〇〇市〇〇

至) 〇〇県〇〇市〇〇

当初工期

自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(7 5 0 日間)

一時中止期間

自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(1 2 9 日間)

当初契約金額

¥〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

税抜契約金額

¥〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

増加金額

¥ 3、629、624

税抜増加金額

¥ 3、456、785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

工事一時中止に伴う増加費用等見積もり						
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	(X)
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

- 見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

(例) 妥当性を確認する証明書類の例

(1) 現場代理人等の給料について	(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
① 当該現場での作業内容	① 経費別支払調書
② 給与等の内訳書	② 事務用品の証明書類の提出
③ 給与明細等の資料	③ 経費支払い集計調書

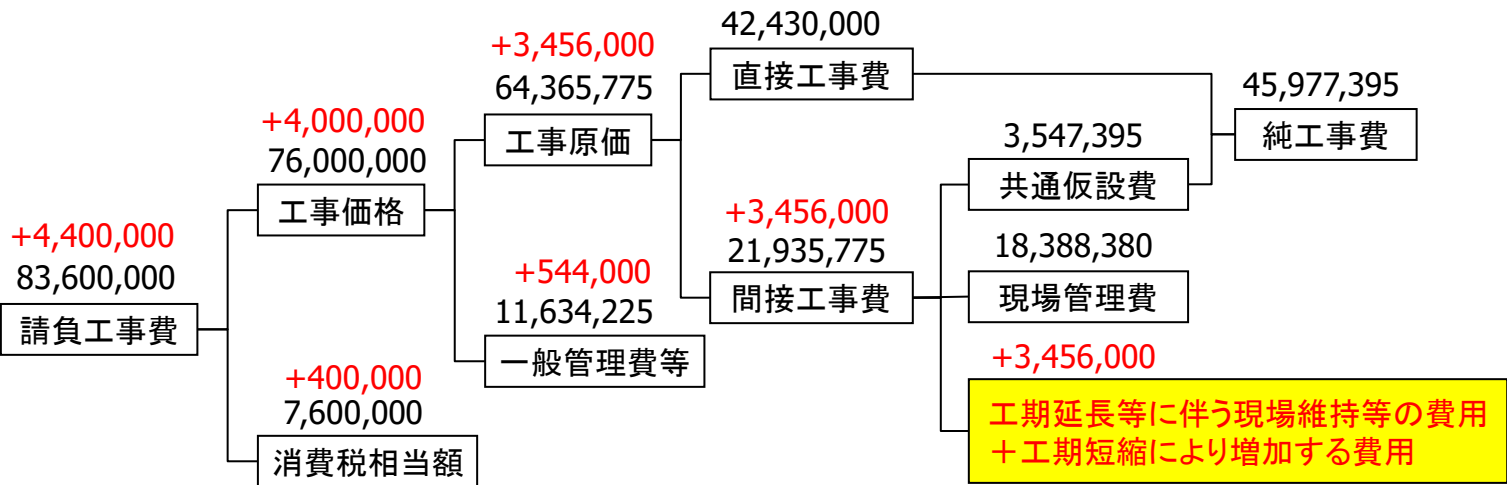
- 妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

■ 増加費用の計算例

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



設計内訳書

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事 (1 回変更) (包括合意)					事業区分	共同溝・電線共同溝		
						工事区分	電線共同溝		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共同溝		式	1		42,430,000	0	0		
開削土工		式	1		42,430,000	0	0		
掘削工		式	1		42,430,000	0	0		
開削掘削		m3	10,000	4,243	42,430,000	0	0		
直接工事費		式	1		42,430,000	0	0		
共通仮設費		式	1		3,547,395	0	0		
共通仮設費 (率計上)		式	1		3,547,395	0	0		
純工事費		式	1		45,977,395	0	0		
現場管理費		式	1		18,388,380	0	0		
工期延長等に伴う現場維持費		式	0		0	1	3,456,000	※ 1	
工事原価		式	1		64,365,000	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1		11,634,225	1	544,000		
工事価格		式	1		76,000,000	1	4,000,000		
消費税相当額		式	1		7,600,000	1	400,000		
工事費計		式	1		83,600,000	1	4,400,000		

※ 1. 『工期延長等に伴う現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

(1) 「設計図書の照査」に係わる規定について

工請負契約書第18条(条件変更等)及び土木工事共通仕様書第1編1-1-1-3設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うこととなっている。

工事請負契約書 第18条(条件変更等)

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

(2)「設計図書の照査」の範囲

設計図書の照査にあたり、**現場と設計図書が一致しないことの事実を監督職員が確認できる資料**(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)の作成は、**受注者の負担により作成**を行う。

なお、**照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。**

受注者	発注者
① 設計照査に係る費用 ② 設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等) ③ 監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成	① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等(「設計図書の照査」の範囲を超えるもの) ※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。

(「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例))

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。)
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直しを必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

2. 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか

Ⅲ 設計照査ガイドライン

No.	項 目	主な内容	
3	現地踏査	3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10	道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認

Ⅲ 設計照査ガイドライン

No.	項 目	主な内容	
4	設計図	4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象

Ⅲ 設計照査ガイドライン

3. 照査項目チェックリスト

受注者は、「設計図書の照査」においては、「**4. 設計図書の照査項目及び内容**」に基づき照査を行うこととし、その**照査結果については、照査項目チェックリストにとりまとめ、打合せ簿に添付して監督職員への報告等に活用**する。

照査項目チェックリスト https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000640824.xls

◆照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③ 照査を完了した項目について、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督職員に提出し、照査状況及び結果を報告する。その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督職員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

<留意事項>

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除することは行わないこと。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

■照査項目チェックリスト(データは関東地方整備局HPで公開)

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000640824.xls

照査項目チェックリスト イメージ

提出年月日: _____

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項 目	主 要 内 容	照査対象		照査実施 済 日付	該当事実		備考	
			有	無		有	無		
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-3 浚渫工の施工において、湧水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更①

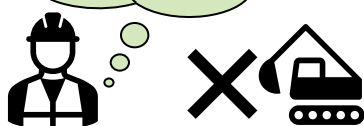
用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
 - ・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。
- と示されていた。

- ・一部分について用地交渉が不調。

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



変更設計

- ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

ポイント

契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更②

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

当初設計

- ・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。

- ・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



変更設計

- ・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
- ・ボーリング調査を追加
- ・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- ・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用を計上

ポイント

契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更③

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率を見直さなければ。



変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示
・変更後の薬液注入率で費用を計上

ポイント

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

(※)この場合、薬液注入率の変更を設計審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

2. 工事目的物の追加①

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。と示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

ポイント

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条(条件変更等)】

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

3. 施工数量の増減①

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。

また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・一部用地において所有者との交渉が難航。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、工期延長等に伴う増加費用を計上する。

その後

・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算する

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。
【契約書第19条(設計図書の変更)】

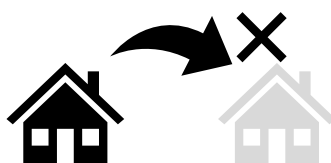
3. 施工数量の増減②

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていなかった。

・当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。

・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】

ポイント

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

4. 施工方法等の変更①

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

・渇水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。

・変更積算は濁水処理設備等について計上。

ポイント

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計審査会で認められたもの。

4. 施工方法等の変更②

地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を想定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書で工法を指定した。

ポイント

契約時点では、最も合理的な工法として想定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は相談内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

4. 施工方法等の変更③

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、碎石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

ポイント

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

4. 施工方法等の変更④

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。



変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。
①夜間作業の区分
②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数
③夜間作業の変更に伴う工期の延長
・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

ポイント

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

4. 施工方法等の変更⑤

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮
栈橋を設けることとした。

当初設計

・当初の特記仕様書では
仮設備の設置方法につ
いての指定が示されてお
り、設置箇所は車道の1
車線規制が可能である
旨の施工条件が示され
ていた。

・当初見込んだ道路使
用が許可されなかった。



変更設計

・施工ヤードとして仮栈橋
工を設計図書に追加し、
変更設計図書に従い仮
栈橋工を計上。

ポイント

条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。条件
明示と現場環境が異なるため、施工ヤードの内容を変更して対応した。

4. 施工方法等の変更⑥

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水
が多く、ウェルポイント工法を追加した。

当初設計

・当初設計図書には水替ポ
ンプの規模と数量が示され
ていた。

Φ○○×台数を想定してい
るが、これによりがたい場
合は、監督職員と協議する。

と示されてた。

・予想以上に湧水が多
く、ウェルポイント工法
を追加した。



変更設計

・ウェルポイントの追加に
伴って水替工のポンプ台
数を減じて積算。

・ウェルポイント工法の費
用を計上。

ポイント

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書
に明示しておくことが望ましい。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更①

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延長を行った。

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

ポイント

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更②

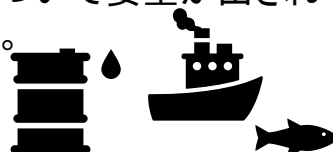
地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画(工事に伴う排水計画)の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督職員の承諾を得る。

と示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

・速やかに工事の一時中止の指示を行う。

・工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

ポイント

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止が必要と判断したものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更③

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完成出来なくなった。



変更設計

・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等)。
・工期の延長を行い、増加費用を計上。
【契約書第22条(受注者の請求による工期の延長) 第24条(工期の変更方法)】

ポイント

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更④

橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添架物が発見され、工法の見直しに必要な期間について、工期延長を行った。

当初設計

・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、現地と差異がある場合は、監督職員と協議する。
と示されていた。

・当初図面に記載のない事象により、想定していた施工方法では施工ができなくなった。



変更設計

・施工方法等の見直しに必要な期間について、一時中止を指示し、工期延長を行う。
・一時中止に伴う増加費用を計上。
【契約書第20条(工事の中止)】

ポイント

橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計との差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議のうえ、費用を見込まなければならない。

Ⅳ 設計変更事例(主な事例)

6. 工期短縮に伴う変更①

当初設計時点の現場条件と現地に違いがあり新規工種を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

当初設計

・設計時点において必要とされる作業を計上していた。

・現場条件の変更により、工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。



変更設計

・受発注者間で工種追加に伴う工程上の影響を確認し、工期短縮の方法を検討のうえ、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

・施工時間の延長
・建設機械の増 など

ポイント

工種追加により、作業が増えているが、工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。

6. 工期短縮に伴う変更②

工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1カ月とし、1ヶ月間の工期を短縮する施工を指示した。

当初設計

・作業に必要な日数から工期を算定していた。

・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1カ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。



変更設計

・受発注者間で1カ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

・PC製品導入に伴う増
・建設機械の増
・夜間施工に伴う増 など

ポイント

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。

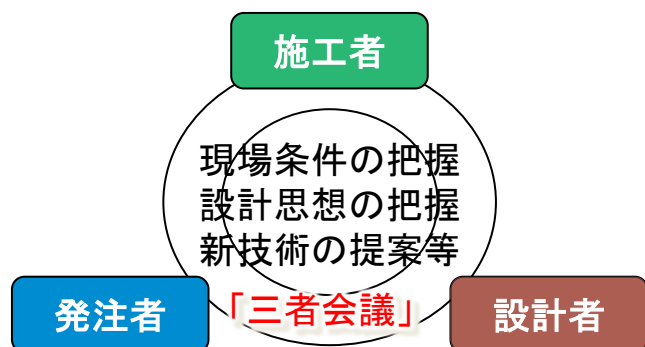
V 受発注者間のコミュニケーション

1. 各種取組の概要・目的・位置付け

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備。受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

設計・施工技術連絡会議(三者会議)

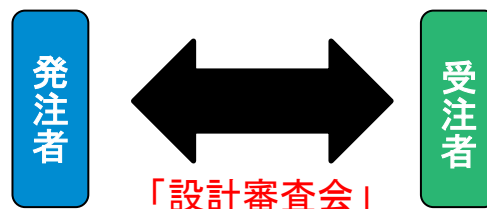
構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。



課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

設計審査会

原則、全ての工事が対象
(簡易な工事は除く)

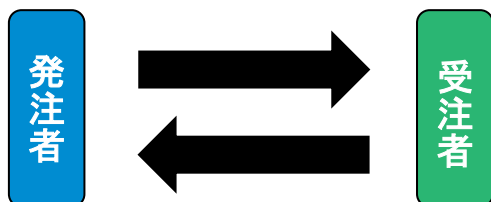


- ・工事工程のクリティカルパスの共有
- ・受発注者間の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性の審議

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

工事現場環境改善(ウィークリースタンス) 【共通仕様書1-1-1-5】

原則、全ての工事・業務が対象
(災害復旧工事等緊急を要する場合を除く)

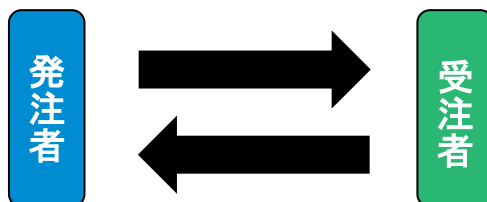


- ・依頼日、時間及び期限に関する取組
- ・会議、打合せに関する取組
- ・業務時間外の連絡に関する取組

土日・深夜勤務等を抑制して
現場環境を改善

ワンデーレスポンス 【共通仕様書1-1-1-4】

原則、全ての工事・業務が対象



協議・承諾・確認等について
原則、その日のうちに回答

設計変更の透明性を図り
円滑な変更手続

V 受発注者間のコミュニケーション

2. 設計・施工技術連絡会議(三者会議)

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(工事受注者)による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

- 対象工事は、「①工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事」「②施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。」のいずれかにあてはまる工事とする。
- 対象工事については、工事着手前に三者会議を1回以上開催するものとする。
- 対象工事以外においても、施工者が三者会議の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、三者会議を開催するものとする。施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。



詳細は「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

V 受発注者間のコミュニケーション

3. 設計審査会

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にするとともに、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、**設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う**取組

- **全ての工事を対象**とする。(簡易な工事等は除く。)
- **発注者側の委員長は、副所長(技術:工事担当)を標準**とする。
- **過度な資料作成は行わないこと。**

詳細は「土木工事標準スリム化ガイド」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>



詳細は「設計審査会設置運用方針(案)」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

V 受発注者間のコミュニケーション

4. 工事現場環境改善(ウィークリースタンス)

土日・深夜勤務等を抑制するための取組を設定し、現場環境の改善を行う取組。

- **全ての工事を対象**とする。(災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合を除く)
- 以下の**取組を設定し、施工計画書にその内容を記載**すること。
(打合せ簿による提出も可)
受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
 - 1) 標準項目
 - ① 依頼日・時間及び期限に関すること
 - ② 会議・打合せに関すること
 - ③ 業務時間外の連絡に関すること
 - 2) 追加項目
その他について、受発注者間において確認の上、決定しても良い。
- 工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。



詳細は「工事現場環境改善実施要領」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

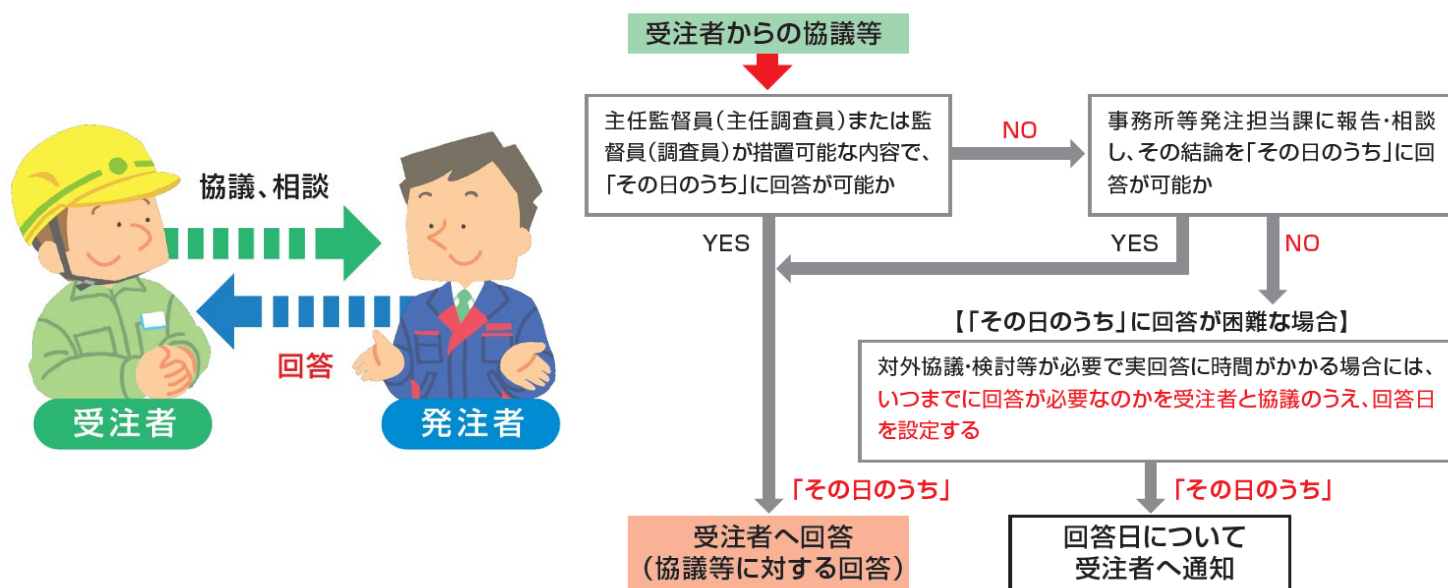
V 受発注者間のコミュニケーション

5. ワンデーレスポンス

受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

- 全ての工事を対象とする。
- 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。
- 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、通知すること。(必要に応じて一時中止を指示する)
なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。
- 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

ワンデーレスポンスフロー



詳細は「ワンデーレスポンス実施の手引き」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

VI 参考資料

1. 工事請負契約書

第1条(総 則)

第1条 1～2 省略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4～12 省略

第16条(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

VI 参考資料

第18条(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

VI 参考資料

第20条(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条(受注者の請求による工期の延長)

(第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

VI 参考資料

第24条(工期の変更方法)

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条(請負代金額の変更方法等)

(工期の変更方法)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第27条(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

VI 参考資料

第30条(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。この場合においては、第25条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づき行うものとする。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

VI 参考資料

第50条(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第51条(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第55条(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

VI 参考資料

2. 設計変更に関する通達・通知等

(1)「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」

(昭和44年5月7日)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (通知)

昭和44年5月7日 建関契第289号
局長から各部課(室)長、各事務所長あて

標記について、建設大臣官房長から別紙写しのとおり通知があったので、今後これに準拠して処理されたい。

なお、昭和43年4月10日付けの企画室長名による事務連絡「請負工事変更設計の先行承認について」は昭和44年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (通知)

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2
建設大臣官房長から地方建設局長あて

標記について、東北地方建設局長から別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので了知するよう通知する。

(別紙1)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (照会)

昭和44年3月22日 東建契44第132号
東北地方建設局長から建設大臣官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

(目 的)

1. この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

(定 義)

2. この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更

工事請負標準契約書第15条及び第16条の規定により図面又は仕様書(土木工事にあっては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。)を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更

設計変更に伴い工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)の設計変更に係る工事の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減する

Ⅵ 参考資料

ことをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）にあっては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

（契約変更の範囲）

3. 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

（注）工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模等に応じ適正に定めるものとする。

4. 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。
5. 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

（土木工事に係る設計変更の手続）

6. 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行なうものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行なうことができるものとする。
7. 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあっては請負代金額の25%）又は、4,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

（営繕工事に係る設計変更の手続）

8. 営繕工事に係る設計変更は、原則としてその必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行なうものとする。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

9. 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行なうことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあっては請負代金額の25%）をこえるもの

（部分払）

10. 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行なうものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するもの

VI 参考資料

とし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

11. 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条項を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

(この取扱いの実施時期)

12. この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事請負契約を締結するものから実施するものとする。

(別紙2)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (回答)

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号
建設大臣官房長から東北地方建設局長あて

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行ない、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。

なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、当分の間、照会のとおり処理することについてはやむを得ないものと了承する。ただし、照会の9の取扱いについて、軽微な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の留保期間が長期に亘るため部分払にあたり請負者に著しく不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の留保期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う契約変更の手続をとることとされたい。

(注) 7の一及び9の(注)口を変更。

昭和62年6月29日 建設省東地厚発第38号
昭和62年7月6日 建関契第520号

VI 参考資料

(2)「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について (平成10年6月30日)

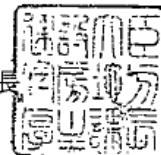
建設省厚契発第 30号

建設省技調発第145号

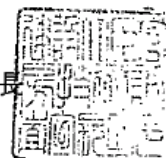
平成10年 6 月 30 日

関東地方建設局企画部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長



建設大臣官房技術調査室長



「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

記

「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

VI 参考資料

(3)条件明示について (平成14年3月28日)

国官技第 369号
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」(平成3年1月25日付け)に補足追加し、明示項目及び明示事項(案)をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」(平成3年1月25日)建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項(案)

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

Ⅵ 参考資料

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

Ⅵ 参考資料

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

Ⅵ 参考資料

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

令和7年3月 初版(リニューアル版)

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」はコチラ

▼ 関東地方整備局HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

問い合わせ先

関東地方整備局 企画部 技術管理課

TEL：048-601-3151（代）